

境港市障がい児者プラン

～安心して地域で暮らせる
共生社会の実現をめざして～

平成27年3月

境港市

は じ め に

近年、障がいのある方を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しています。

国においては「障害者基本法」の改正など国内法の整備を進め、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結するなど、障がい者施策も大きな転換期を迎えています。

境港市では、こうした障がいのある方を取り巻く環境変化やニーズに適切に対応するため、障がい者計画と第4期障がい福祉計画を併せた「境港市障がい児者プラン」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、障がいの有無に関わらず全ての市民がお互いの人格を尊重し支え合いながら、安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

また、本計画の実現に向けて、市民の皆様をはじめ、障がい者団体や障害福祉サービス事業所等の関係機関の皆様におかれましては、今後一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました境港市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係各位に深く感謝を申し上げます。

平成27年3月

境港市長 中村 勝治

《目 次》

第1章 『境港市障がい児者プラン』の策定にあたって

- 1 本プラン策定の趣旨 1
- 2 本プランの位置づけ 1～3
- 3 本プランの期間 4
- 4 本プランの策定体制 4

第2章 障がいのある方の現状

- 1 人口の推移 5～6
- 2 身体障がい 7～9
- 3 知的障がい 10
- 4 精神障がい 11～13
- 5 難病 13～14
- 6 障害支援区分 14～15

第3章 境港市の課題

- 1 本プランの基本理念 16
- 2 本プランの基本目標 16
- 3 分野別施策の基本的方向 17～25

第4章 障害福祉計画の推進

- 1 平成29年度の目標値 26～29
- 2 施策の方向性 30
- 3 障害福祉サービス等の内容 31～33
- 4 地域生活支援事業の内容 34
- 5 障害福祉サービス等の見込量 35～44
- 5 地域生活支援事業の見込量 45～50
- 6 見込量確保のための方策 50
- 7 PDCAサイクル 51

- 参考資料 52～58

第1章 『境港市障がい児者プラン』の策定にあたって

1 本プラン策定の趣旨

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されるとともに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行によって、難病の方を障害福祉サービスの対象とし、対象者の範囲が拡大されるなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。

また、同年同月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行、同年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立をもって国内法の整備が進んだことを受け、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

このような国の情勢を踏まえ、境港市においても、障がいのある方が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指して、「境港市障がい児者プラン」を策定します。

2 本プランの位置づけ

このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」であり、国の指針、鳥取県の考え方を踏まえて策定します。

■障害者基本法（抜粋）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、

あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

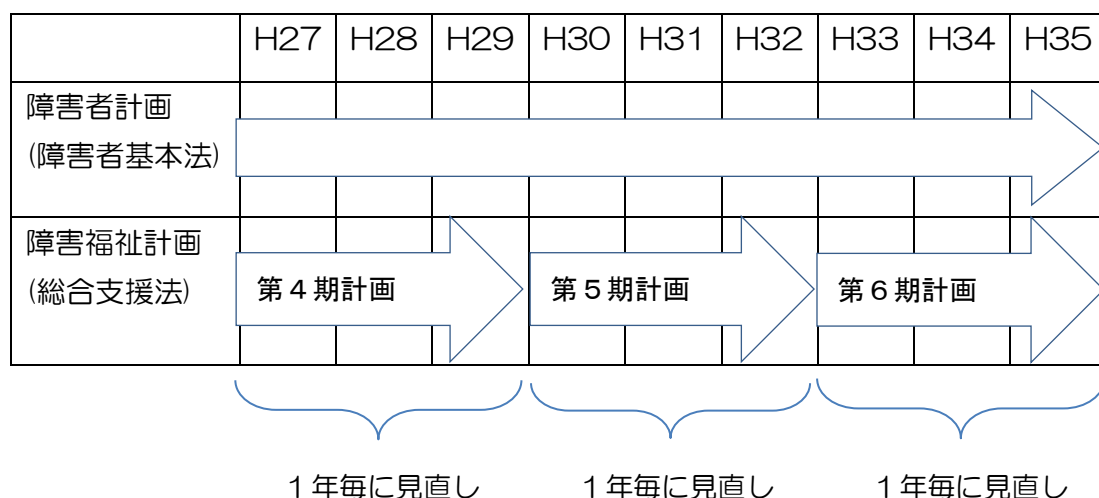
11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 本プランの期間

このプランの期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とします。プランの中で、障害福祉計画に該当する部分については、3年に1度見直すことになります。

また、毎年度、プランを分析・評価し、必要に応じて見直しを行います。



4 本プランの策定体制

このプランの策定にあたっては、障がい者福祉団体の役員、障害福祉サービス事業者、学識経験者、公募によって選ばれた市民で構成される「境港市障害者計画等策定委員会」により、関係者や市民からの意見の総意を反映して策定します。

第2章 障がいのある方の現状

1 市の人口の推移

■人口推移

平成7年から平成26年までの総人口の推移をみると、平成22年から平成26年にかけて502人増加しているものの、過去19年間では、1,677人減少しています。

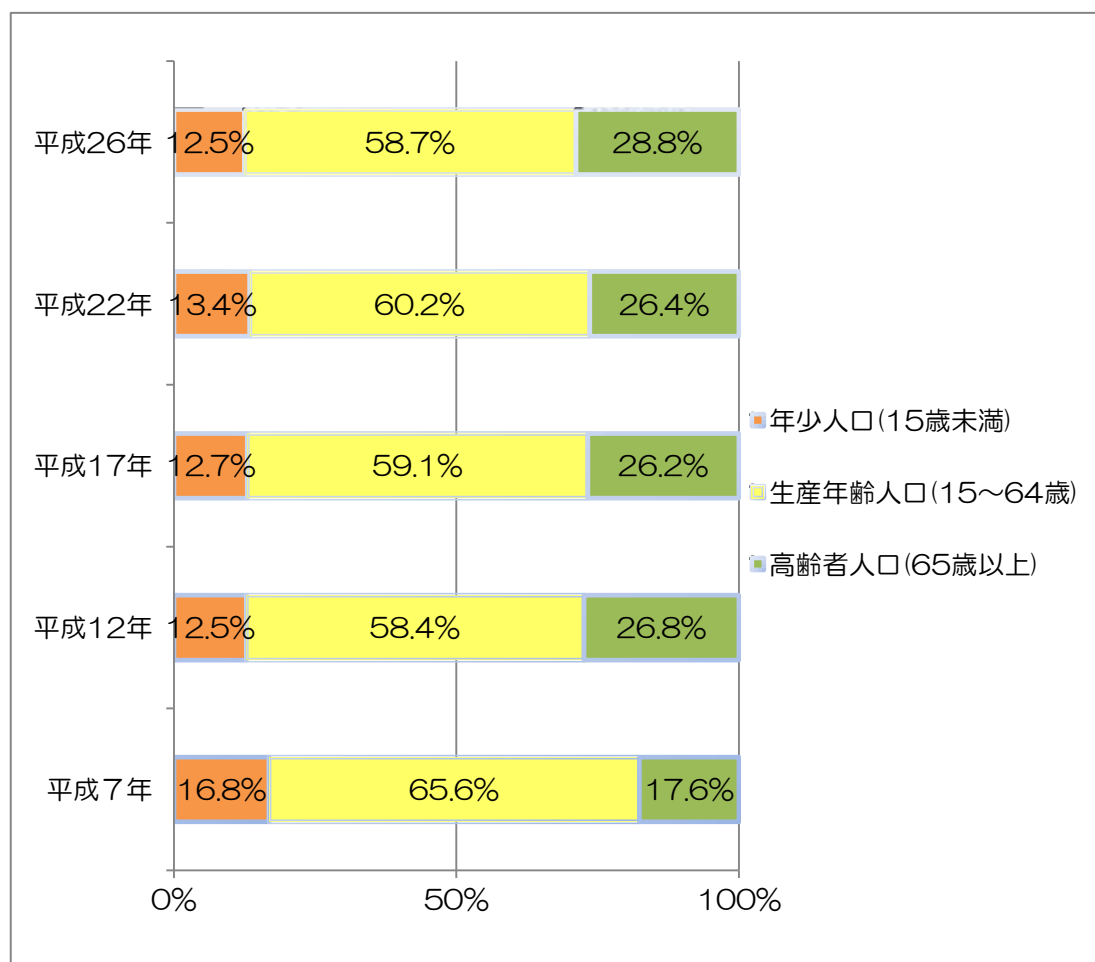
これに対して世帯数は増加し続け、過去19年間で3,218世帯増えています。単身世帯や核家族世帯が増えているといえます。

	人 口（人）	世帯数（世帯）
平成 7年	37,365	11,995
平成12年	36,843	12,505
平成17年	36,459	12,755
平成22年	35,186	12,813
平成26年	35,688	15,213

資料：国勢調査（平成7年～22年：各年10月1日現在）
住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

■人口推移（構成比）

過去19年間の人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し続け、高齢者人口は増加し少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査（平成7年～22年：各年10月1日現在）

住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

※端数の四捨五入で数値の合計が100%にならない場合もあります。

2 身体障がい

■身体障害者手帳所持者の推移

過去5年間の身体障害者手帳所持者数は、多少の増減はあるものの、概ね横ばいです。

5年前と比較すると、全体では44人増加しており、1、2級の重度の方は若干減少する一方で、3～6級の方が、若干増加しています。

単位：人

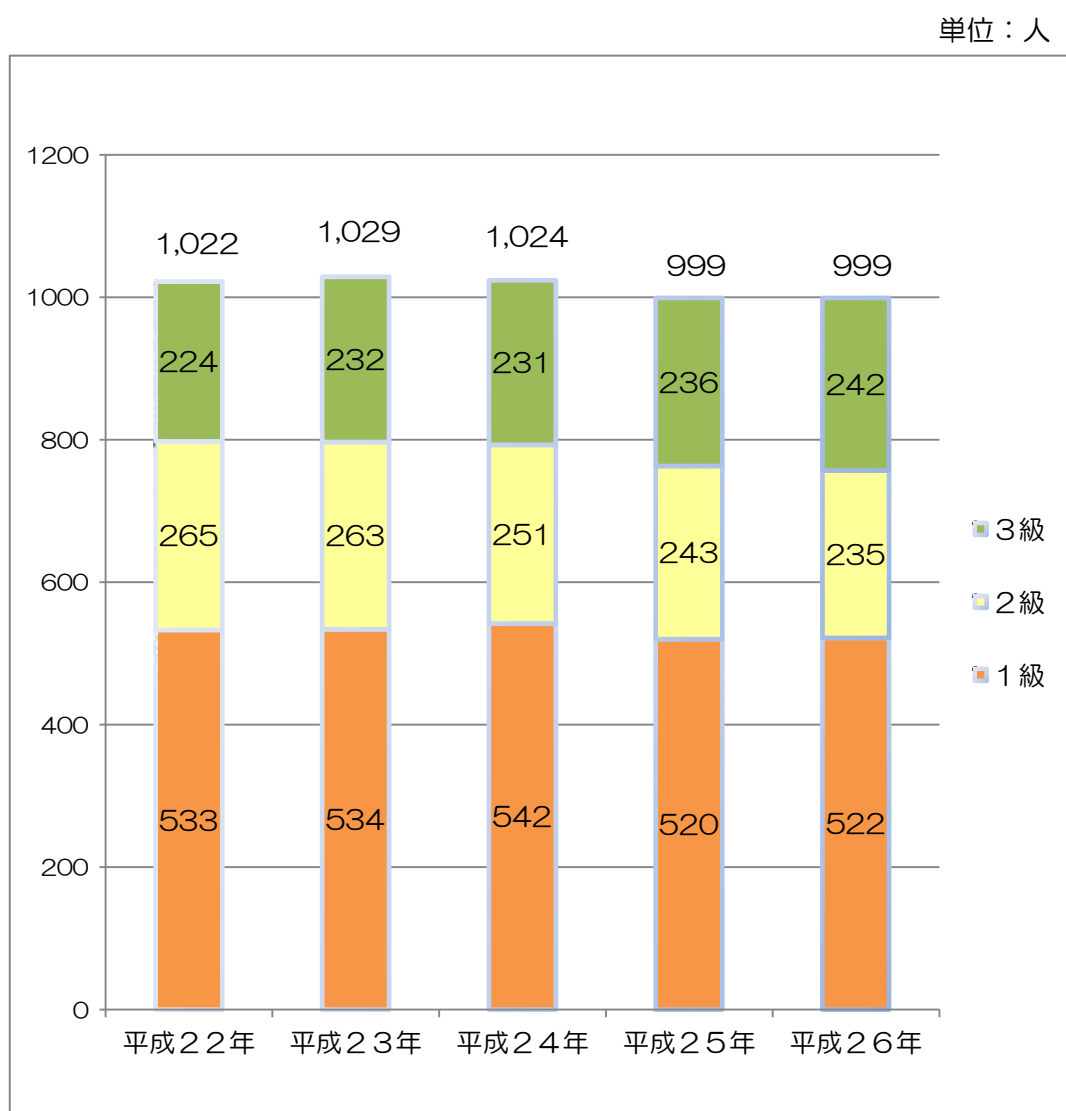
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 22年	18歳 未満	18	7	5				30
	18歳 以上	515	258	219	308	73	70	1,443
平成 23年	18歳 未満	19	6	5			1	31
	18歳 以上	515	257	227	318	71	72	1,460
平成 24年	18歳 未満	19	7	5			1	32
	18歳 以上	523	244	226	331	71	75	1,470
平成 25年	18歳 未満	19	7	5	1		1	33
	18歳 以上	501	236	231	341	71	74	1,454
平成 26年	18歳 未満	16	7	4	1		1	29
	18歳 以上	506	228	238	361	76	78	1,487

資料：当市福祉システムデータより
(各年3月31日現在)

■ 1 級から 3 級所持者の推移

過去 5 年間の 1 級から 3 級の方の推移をみると、1 級の方は 2 級、3 級の方の 2 倍以上の人数になっています。

境港市の総人口の約 2.8% が、1 級から 3 級の手帳を所持しています。各等級とも、5 年間で大きな変動はありません。



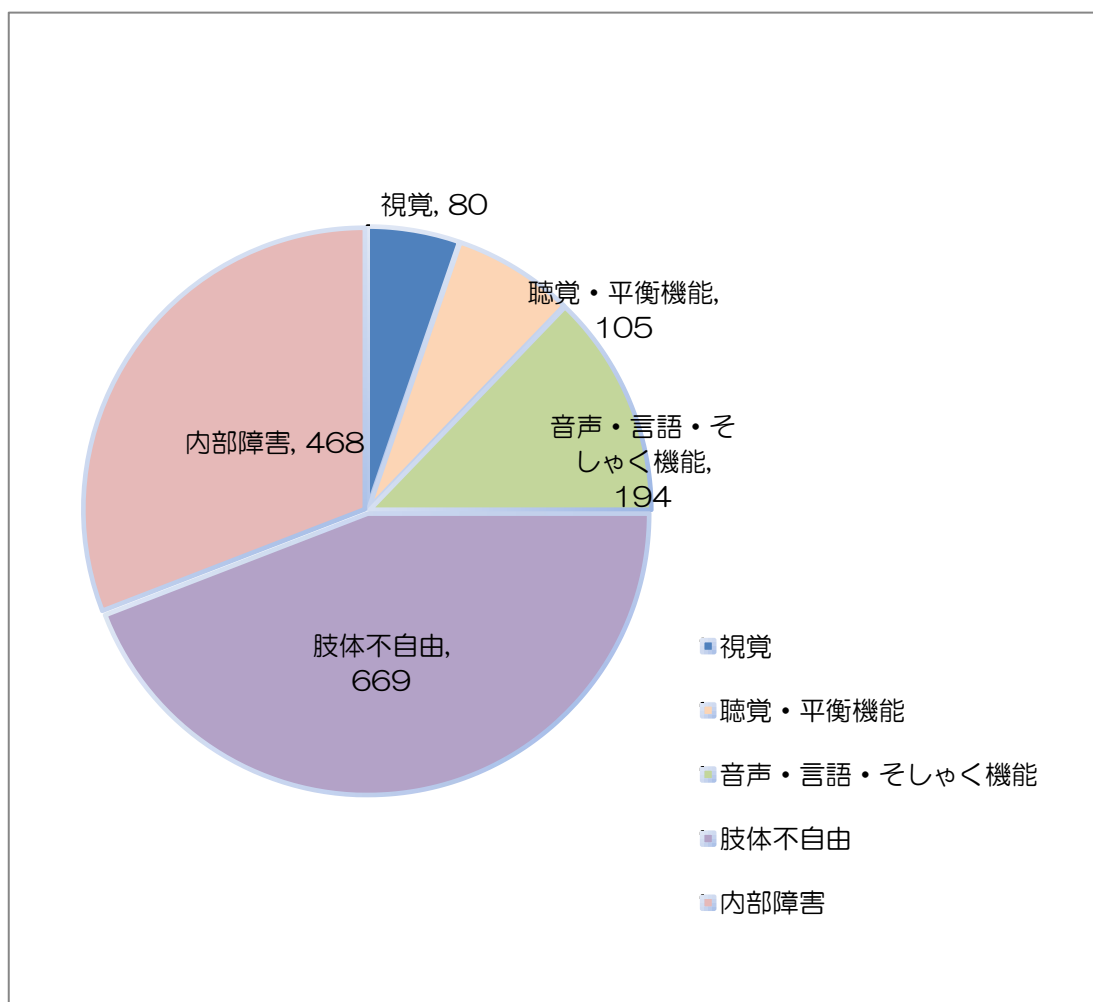
資料：当市福祉システムデータより
(各年 3 月 31 日現在)

■身体障がい部位別人数

平成26年3月末現在の身体障害者手帳所持者数は1,516人です。

障がいの部位別に比較すると、「肢体不自由」の方が669人と最も多く、44%を占めます。次いで、「内部障害」方が468人です。

単位：人



資料：当市福祉システムデータより
(各年3月31日現在)

3 知的障がい

■療育手帳所持者の推移

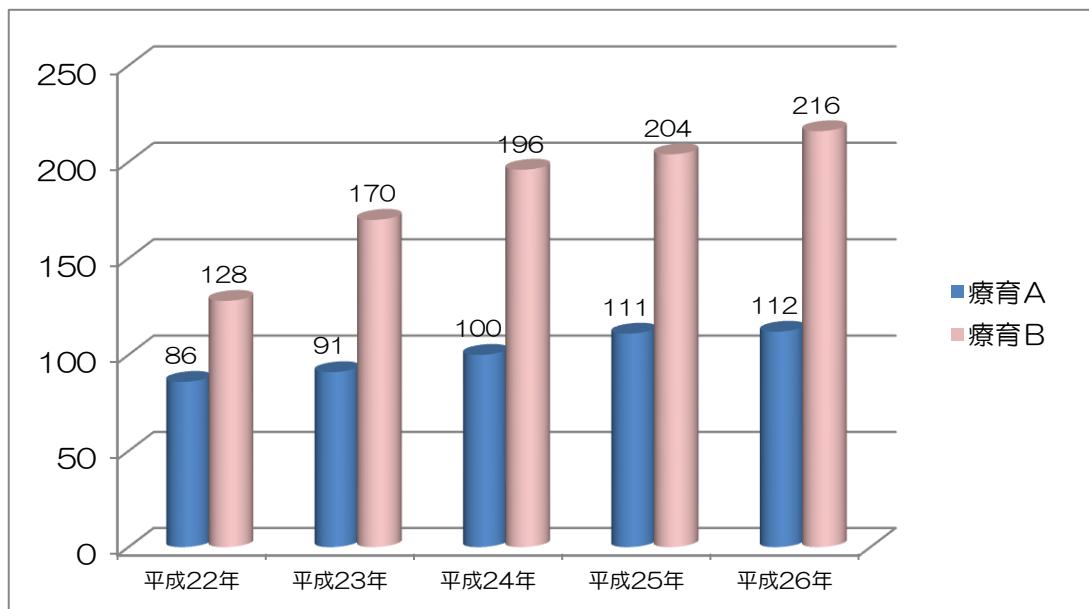
過去5年間の療育手帳所持者は、年々増え続けており、5年間で114人増加となっています。特に療育B（中軽度）の方が増加傾向にあります。

境港市の総人口の約0.9%の方が手帳を所持しています。

単位：人

		A（重度）	B（中軽度）	計
平成 22 年	18 歳未満	17	13	30
	18 歳以上	69	115	184
平成 23 年	18 歳未満	18	35	53
	18 歳以上	73	135	208
平成 24 年	18 歳未満	14	40	54
	18 歳以上	86	156	242
平成 25 年	18 歳未満	13	40	53
	18 歳以上	98	164	262
平成 26 年	18 歳未満	11	45	56
	18 歳以上	101	171	272

単位：人



資料：当市福祉システムデータより
（各年3月31日現在）

4 精神障がい

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障がいのある方は、毎年増加し続けており、過去5年間では68人の増加となっています。

境港市の総人口の約0.8%の方が手帳を所持しており、そのうちの70%以上が2級の方です。

単位：人

	1 級	2 級	3 級	計
平成 22 年	39	164	24	227
平成 23 年	38	183	25	246
平成 24 年	36	202	24	262
平成 25 年	40	206	25	271
平成 26 年	42	226	27	295

資料：当市健康推進課より
(各年3月31日現在)

■自立支援医療（精神）受給者の推移

自立支援医療（精神）受給者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者と同じく、毎年伸び続けており、過去5年間では205人の増加となっています。

境港市では、総人口の約2.7%の方が通院している状況にあります。

単位：人

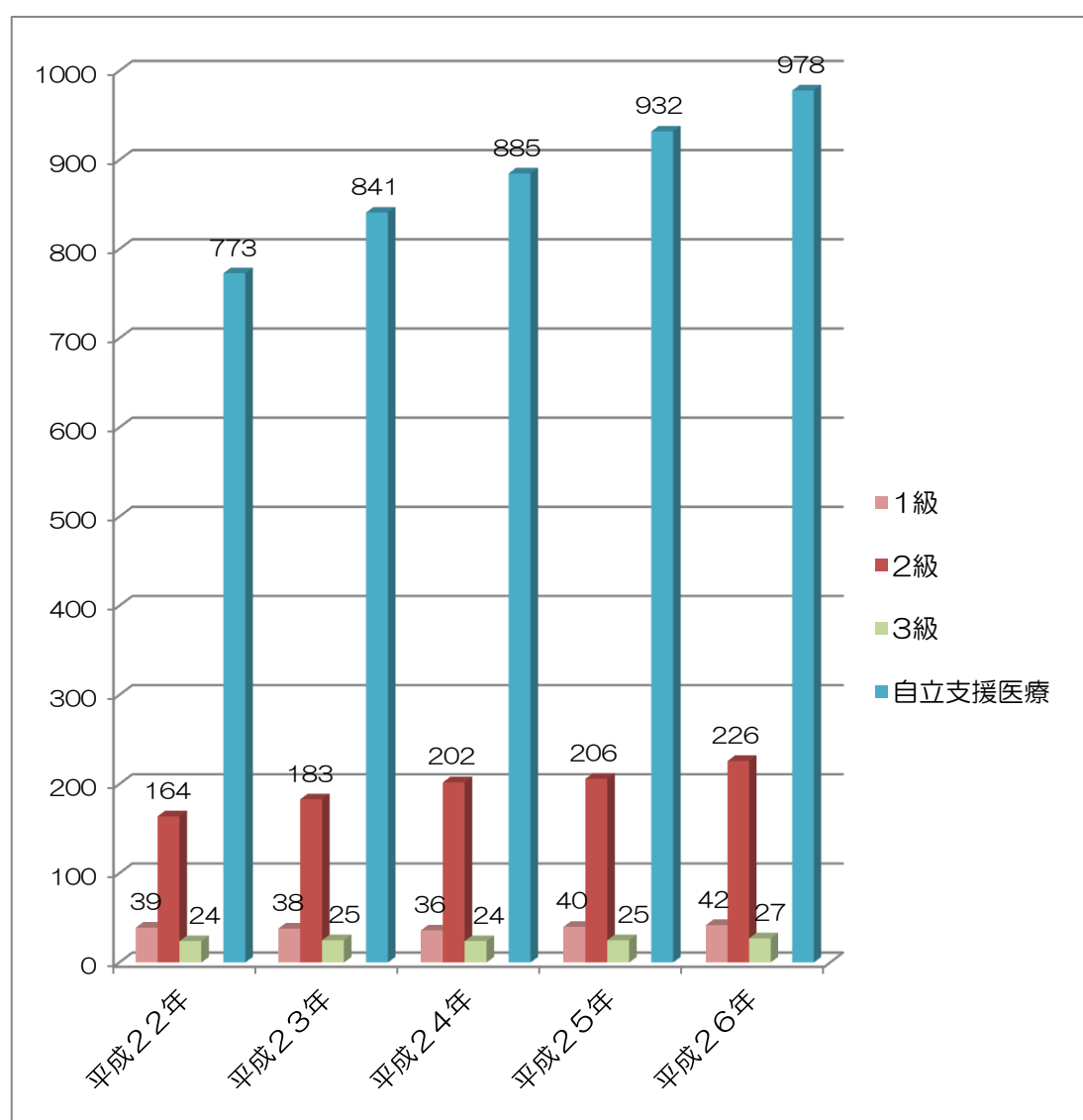
	自立支援医療（精神）
平成 22 年	773
平成 23 年	841
平成 24 年	885
平成 25 年	932
平成 26 年	978

資料：当市健康推進課より
(各年3月31日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者の推移

手帳を所持している方のうち、在宅生活を送っている方はほぼ自立支援医療（精神）も受給しています。5年間で1級と3級の方はあまり増えていませんが、2級の方と自立支援医療を受給している方は年々増加しています。

単位：人



資料：当市健康推進課より
（各年3月31日現在）

■退院可能入院者数

精神障がいで１年以上入院している方のうち、何らかの支援を受ければ退院が可能とされている方は、平成２５年度で、市内に２２人おられます。

単位：人

区分	１年以上 ２年未満	２年以上 ３年未満	３年以上 ５年未満	５年以上 １０年 未満	１０年 以上	２０年 以上	合計
２０歳未満	０	０	０	０	０	０	０
２０歳以上 ４０歳未満	０	０	０	１	０	０	１
４０歳以上 ６５歳未満	２	１	１	１	２	１	８
６５歳以上 ７５歳未満	０	２	１	１	０	１	５
７５歳以上	２	１	０	０	２	３	８
計	４	４	２	３	４	５	２２

資料：鳥取県西部総合事務所福祉保健局より
(各年６月３０日現在)

５ 難病

■特定疾患受給者数(難病等)

平成２５年４月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等のサービス利用の対象となりました。平成２７年１月からは、対象疾病数が１３０疾病から１５１疾病となりました。

市内では、平成２６年３月末現在で２７７人が認定を受けています。

単位：人

疾 患 群	
パーキンソン病関連疾患	45
潰瘍性大腸炎	44
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	21
特発性拡張型（うっ血）心筋症	19
サルコイドーシス	14
多発性硬化症	11
クローン病	11
網膜色素変性症	11
後縦靱帯骨化症	11
全身性エリテマトーデス	10
その他28疾病（0人を除く）	80
計	277

資料：鳥取県西部総合事務所福祉保健局より
（平成26年3月31日現在）

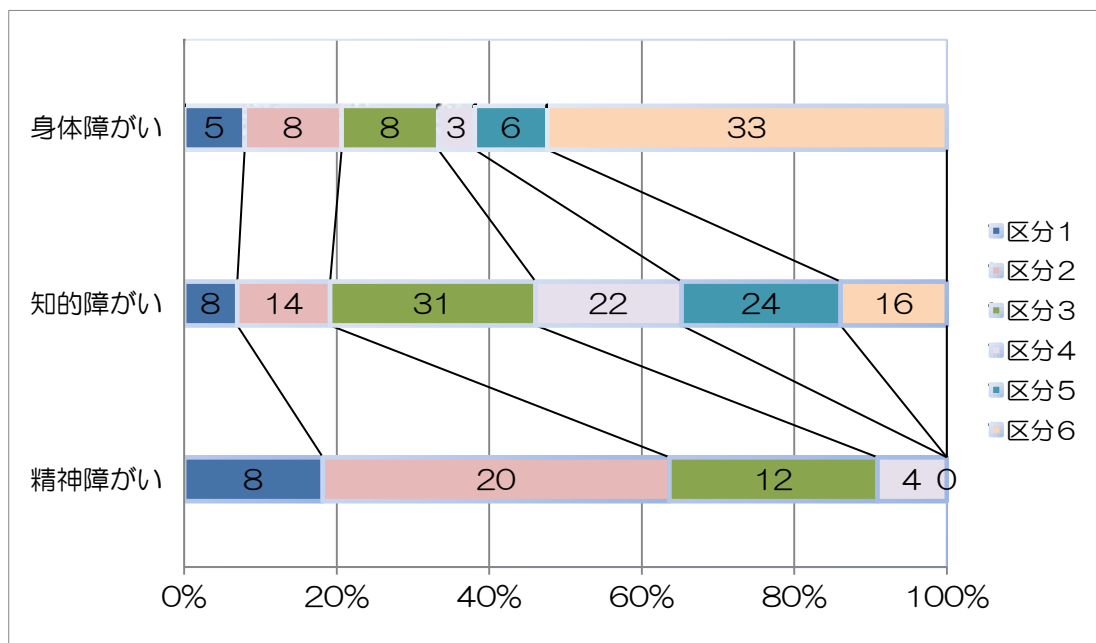
6 障害支援区分

■障害支援区分認定者数（障がい別）

平成26年3月末現在の障害福祉サービス支給決定者数は338人で、その内、障害支援区分認定者数は222人となっています。

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい	5	8	8	3	6	33	63
知的障がい	8	14	31	22	24	16	115
精神障がい	8	20	12	4	0	0	44
計	21	42	51	29	30	49	222



資料：当市福祉システムデータより
(平成26年3月31日現在)

第3章 境港市の課題

1 本プランの基本理念

「 安心して地域で暮らせる共生社会の実現 」

このプランの根拠法である障害者基本法では、第1条に「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

本プランにおいても、この法の目的に沿って、障がい者施策の基本的な方向を定めます。境港市地域福祉計画でも定めてあるように、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、すべての市民が「障がい」を正しく理解し、障がいの有無に関わらず境港市で共に安心して暮らせる、あたたかい共生社会を目指します。

2 本プランの基本目標

「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」に向けて、プランの基本目標を定めます。

■境港市で安心して暮らす

- (1) 障害福祉サービスや相談支援体制を整え、質の向上を目指します。
- (2) 居住サービスや、成年後見制度を充実させ、親亡き後を考えます。
- (3) 防災対策、防犯対策を推進していきます。
- (4) 保健や医療の体制を充実させます。

■境港市で学び、働き、社会参加を促進する

- (1) 福祉的就労収入の底上げを支援し、工賃アップを目指します。
- (2) 一般就労可能な障がいのある人の移行を進めます。

- (3) 障がいのある人が教育を受けたり、芸術・文化・スポーツ活動を楽しめるよう、環境を整備し、参加の機会をつくれます。

■境港市で共に暮らす

- (1) 行政が率先してあいサポート運動を更に広げ、すべての市民が正しく障がいを理解するよう普及啓発を進めます。
- (2) 障がいを理由とする差別解消、虐待防止、権利擁護を充実させます。
- (3) 行政主導による社会的障壁の軽減に努めます。
- (4) コミュニケーション支援の充実に努めます。

3 分野別施策の基本的方向

(1) 生活支援

障がいのある方が境港市で安心して暮らすために、市内で相談できる環境をより充実させていくことが必要です。

また、平成24年4月から計画相談支援がスタートして、平成27年4月からは、障害福祉サービスを利用するすべての対象者にサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。このため、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所を市内に増やすことが必要です。

また、施設入所者や精神科病院に長期入院している方等の地域移行や親亡き後も安心して暮らせることを考え、住環境整備や訪問型在宅サービス等を充実させていくことが必要です。

■相談体制の充実

- 障がいのある方やその家族等が身近な場所で相談出来る環境を整えるため、市内の相談支援センターと行政、施設、障害福祉サービス事業所の連携を密にし、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等、協議の場を充実させます。
- 障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要な、サービス等利用計画の作成が円滑になり、スピーディにサービス利用が出来るような体

制をつくるため、指定特定相談支援事業所が増えるように働きかけます。

また、困難ケースの対応等、指定特定相談支援事業所が市内の支援センターや西部圏域内の他の事業所等と協議しやすい体制にするため、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関との連携を充実させます。

- 判断能力が十分でない障がいのある方が、自立した生活を送ることができるようにするため、西部圏域内の成年後見支援センターとの連携を図り、成年後見制度の活用を進めます。

また、市内で、成年後見制度に関わる法人の立ち上げが進むよう支援します。

- 相談支援専門員の確保や資質向上を図る研修会等の充実を図ります。

■在宅サービス等の充実

- 障がいのある方や御家族のニーズや実態に応じて、居宅介護や行動援護等の在宅サービスの円滑な利用が可能になるよう努めます。

また、市の課題でもある日中活動の場の確保に努めます。

- 常時介護が必要な重度な障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、日中、夜間の支援について、医療型、福祉型の短期入所やグループホーム等の居住整備など、西部圏域内で関係機関との連携を強化し、在宅サービスの充実を図ります。

- 障がいのある方が自立した生活を送ることが出来るよう、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を充実させます。

■障がい児支援の充実

- 市内で児童発達支援や放課後等デイサービスの実施が可能になるよう児童の預かりの場の確保に努めます。

- 障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援、また、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関との連携を充実させ、地域支援体制づくりを進めます。

- 乳幼児期、学齢期、卒業後のライフステージにあった支援を行い、専門的な支援へのつなぎや教育委員会、特別支援学校、就労移行支援事業

所等と連携を深めます。

■サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進に努めます。
- 障害福祉サービスの提供にあたり、近隣市町村とのサービス格差の解消を図ります。
- 障害福祉サービスとその関係者間の連携を深め、県とともにネットワーク構築を強化します。

■福祉用具の普及

- 補装具等の給付にあたり、近隣市町村と支給基準の均衡を図ります。

(2) 保健・医療

障がいのある方が身近な地域で予防検診及び保健や医療サービスを受けることができるよう、体制を充実させることが必要です。

精神障がいのある方の早期退院や地域移行を推進していくためには、市内で暮らせる環境整備を進めなくてはなりません。精神科病院、相談支援事業所、また、障害福祉サービス事業所、行政が連携を深めて、安心した暮らしを提供していくことが必要です。

また、難病の方の相談支援及び障害福祉サービスの更なる充実が必要です。

■保健・医療の充実

- 障がいのある方の予防検診を充実させるよう取り組みます。
- 在宅生活を送る障がいのある方が安心して暮らせるために、病院や相談支援事業所等の障害福祉サービス事業所と情報交換を深めます。
- 重度障がいのある方の在宅生活を支援するため、重度障がいのある方を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を県とともに行います。

■精神保健・医療の充実

- 精神疾患・精神障がいのある方の正しい知識の普及を図り、精神疾患の早期発見、早期治療の促進、また、偏見・差別や過剰な不安の除去に努めます。
- 精神障がいのある方の早期退院や地域移行が進むよう、地域移行対象者の現状把握に努め、相談支援事業所や市内事業者等との連携を密にします。

■難病に関する施策の推進

- 障害者総合支援法の施行に伴い、難病の方も障害福祉サービスが利用出来るようになったことについての周知や広報を充実させ、本来障害福祉サービス等の利用が必要な方が利用できていない事のないように努めます。

(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等

障がいのある方の教育環境を整え、身近な場所で文化・芸術活動やスポーツ参加を可能にするため、活動する場所の確保や指導者の確保に努めることが必要です。

また、障がいのある方もない方も共に楽しみ、障がいのある方の個々の能力を発揮でき、社会参加の促進に繋げることが必要です。

■教育

- 特別支援学校、特別支援学級、また、通常の学級に通学する児童や生徒が、必要に応じて障害福祉サービス等の支援を受けながら、個々の能力や可能性を伸ばせる環境づくりのため、教育委員会等や相談支援事業所等、関係機関と連携を深めます。

■文化・芸術活動の推進

- 障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベントを開催し、障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むよう努めます。
また、文化・芸術活動を通して、すべての市民が共に楽しめる環境づくりを進めます。

- 障がいのある方が文化・芸術活動に自ら取り組む環境づくりのため、

ワークショップ等の機会を創り、支援します。

■スポーツ等の推進

- 県との連携を強化し、各種スポーツ大会等の情報提供や、市内の障がいのある方の各種スポーツ大会への参加促進を進めていきます。
また、すべての市民が一緒に楽しめるスポーツ環境づくりを考えます。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある方が、地域で自立した生活を送るために、就労は重要な課題です。

障がいのある方の働く意欲向上と、個人の適正能力を十分に発揮出来るよう支援していく必要があります。

■総合的な就労支援

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスの充実を図ります。
- 福祉施設から一般就労へ移行する際には、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場定着に向けた支援に努めます。

■就労の底上げ

- 障害者優先調達推進法に基づき、市内の福祉施設から優先的に物品を調達し、市庁舎内における発注促進への取り組みを強化します。
また、就労系事業所の活用事例等の情報提供を行い、庁内の優先調達の増加に繋がります。
- 市内の企業に対して、障害福祉サービス事業所と連携して、福祉施設からの物品調達を働きかけます。
- 就労系事業所に通所する利用者の工賃向上、また、働く意欲を高めるため、常設及びイベント等での販売の機会をつくります。

■経済的自立の支援

- 障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、受給資格を有する方が、確実に障害年金や特別障害者手当等を受け取ることができ

るよう、制度の周知を強化します。

- 障がいのある方が障害年金等の個人財産を適切に管理されるよう、成年後見制度等の利用について周知徹底します。

(5) 生活環境

障がいのある方の自立と社会参加を促進するために、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保や障がいのある方に優しいまちづくりを推進することが必要です。

■住宅の確保

- グループホーム等へスムーズに入居出来るよう、西部圏域内のグループホームや市営住宅等の空室状況を把握し情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図って支援します。
- 障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、住宅改修に対する支援を行い、制度の広報に努めます。

■福祉のまちづくりの推進

- 県や、県からの認定を受けた福祉のまちづくり推進サポーターとともに、市内にハートフル駐車場を増やすなど、制度の周知や利用促進に努めます。
- 障がいのある方のニーズを聞き取り、市内の必要な箇所には視覚障がい者誘導用ブロック等の設置や段差解消が可能になるように働きかけます。
- 交通手段がなく必要な外出も限られる障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を可能にしたり、市のタクシーチケット事業の広報に努め、必要な方に行き届かない事のないよう努めます。

（６）情報アクセシビリティ

障がいのある方が情報に十分なアクセスができて、地域でコミュニケーションが十分に取れることが重要となってきます。

また、行政や障害福祉サービス事業所等で情報提供に努めていきます。

■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実

- 市内の視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がいのある方のニーズを把握し、必要な場合は日常生活用具の給付品目を追加する等、支援の充実を図ります。
- 県が開催する「ＩＣＴ（情報通信技術）活用術」の講習会等、情報アクセスが困難な方を対象とした研修、講習会の情報提供に努めます。
- 聴覚等に障がいのある方との意思疎通支援のあり方を具体的に検討し市内でコミュニケーション支援が充実するよう努めます。

（７）安全・安心

障がいのある方が境港市で安全に、安心して生活できるように、当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。

災害発生時に障がいのある方やその家族等に速やかに必要な情報が伝達されるよう、障がい特性に応じた情報提供に努めます。

また、消費者トラブルの相談等について、障がいのある方への周知に努めます。

■防災対策等の推進

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した、障がいのある方に対する適切な支援、また、安否確認を行うことができるよう体制を整えます。
- 原子力災害の発生時に備え、市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図って、避難体制整備や避難時の支援体制整備を構築します。
- 災害発生時において、障がいのある方やその家族に速やかに必要な情報が伝わるよう、県や市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、市内の体制づくりを強化します。

■防犯対策、消費者トラブルの防止

- 警察と障がい者団体、福祉施設等、行政等との連携に努め、防犯被害の防止と早期発見できるよう、ネットワークづくりを整えるとともに、相談窓口の周知に努めます
- 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者トラブル情報の提供、障がいのある方の消費生活相談の充実に努めます。

(8) 差別解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、平成25年に障害者差別解消法が制定されました。

これにより、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなります。また、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発も必要となってきます。

■差別解消の推進

- 国の基本方針に基づいて検討される、障がいを理由とする差別の解消に向けた県の取り組みに即して、市としての具体的な取り組みや差別に関する相談等の体制整備を整えます。

■権利擁護の推進

- 障がいのある方の虐待通報を受けた際、また、虐待の疑い事例を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき、県と連携しながら、市のマニュアルに沿って早期解決を図ります。
- 県の開催する障がい者虐待に関する研修には市として積極的に参加し虐待防止についての理解を深めます。
- 障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用出来るように支援します。

(9) 行政サービス等における配慮

障がいのある方もない方も共に地域で安心して暮らすためには、障がい

を正しく理解し、お互いに分かりあえる環境づくりが必要です。

■あいサポート運動の推進

- 県と連携して、あいサポート運動を市民や企業等に広め、あいサポーターが増えるよう努めます。

また、あいサポートバッジを身につけてもらうよう働きかけ、障がいのある方が声をかけやすい環境をつくれます。

- 小さい頃から障がいを正しく理解するため、市内の小中学校に対し、あいサポート運動や福祉教育の実践に努めます。

■交流と理解

- 市内で行われる福祉イベント等、障がいのある方とない方がともに交流し、ふれあうなかで、障がいへの理解を深める機会を増やします。

- 市内の障がい者団体との意見交換を活発に行い、障がいのある方のニーズ把握に努めます。

また、当事者団体の研修会等を支援します。

- 市内の障がいのある方の支援体制が円滑になるよう、日常的に障がいのある方やその家族との交流を大切にし、個々のニーズに対応できるよう、相談支援事業所等、障害福祉サービス事業所と連携を図っていきます。

第4章 障害福祉計画の推進

1 平成29年度の目標値

障がいのある方が地域で安心して暮らす共生社会の実現を目指して、入所施設から地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、また、福祉施設から一般就労への移行について、国の指針や、平成24年度から平成26年度の間における市の実績を勘案して、平成29年度における数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

入所施設に入所している障がいのある方について、グループホーム等への地域生活移行を推進します。

数値目標

平成29年度末までに、7人が地域生活に移行することを目指すとともに、施設入所者数としては3人の減少を見込んでいます。

項 目	数 値	考え方
基準とする入所者数 (A)	50人	平成25年度末の人数（身体・知的）
目標年度入所者数 (B)	47人	平成29年度末時点の利用見込み人数
【目標値】 縮減見込み (A－B)	3人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行数	7人	施設入所からグループホーム等へ移行する方の数

【 国の指針 】

①施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行。

②施設入所者の削減

平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減。

※平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【 県の目標 】

①施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者の14.2%（147人）を移行。

②施設入所者の削減

平成25年度末時点の施設入所者の6.5%（67人）を削減。

（2）地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について整備します。

数値目標

項 目	数 値	考え方
基準とする 拠点数	0箇所	平成26年度末の拠点数
目標年度拠点数	1箇所	平成29年度末時点の拠点数

【 国の指針 】

障がいのある方の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成２９年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも１つの拠点等を整備する。

【 県の目標 】

平成２９年度末までに、障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、各市町村毎に１箇所以上を目標値として設定する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を活用して、一般就労に移行することを推進します。

数値目標

平成２９年度において、７人が一般就労に移行し、また、就労移行支援事業の利用者数は５人となるよう目指します。

項 目	数 値	考え方
基準とする利用者数 (就労移行支援、就労継続支援Ａ型、Ｂ型)	１３８人	平成２５年度末においての就労移行支援、就労継続支援Ａ型、Ｂ型利用者数
目標年度利用者数	１３１人	平成２９年度末時点の利用見込み人数
【目標値】 一般就労移行者数	７人	平成２９年度末において、一般就労する者の数

項 目	数 値	考え方
基準とする 就労移行支援利用者数	3人	平成25年度末における就労移行 支援利用者数
【目標値】 就労移行支援利用者数	5人	平成29年度末における就労移行 支援利用者数

【 国の指針 】

- ①福祉施設から一般就労への移行
平成24年度実績の2倍以上とする。
- ②就労移行支援事業の利用者数
平成25年度末の利用者から6割以上増加する。
- ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率
就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【 県の目標 】

- ①福祉施設から一般就労への移行
平成24年度実績の2倍以上となる138人以上を一般就労へ移行。
- ②就労移行支援事業の利用者数
平成25年度末の利用者から6割以上増加の317人以上とする。
- ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率
就労移行支援事業の利用者の就労移行率を50%以上とする。

2 施策の方向性

障がいのある方が自立し、地域で安心して安定した生活を送るためには、経済的な基盤となる職業に就くことが重要です。

就労継続支援事業所の利用者や特別支援学校生徒のうち、企業等における就業を希望する方の一般就労への移行を促進するため、労働・福祉・教育等の関係機関の連携強化等により就業支援体制づくりに取り組み、一層の雇用・就業の促進を図ります。

(1) 本人やその保護者への就業支援

市役所庁舎をはじめ、公共機関での清掃就労を委託するなどの就労支援、市における障がいのある方を対象とした採用試験の実施など、継続的な障がい者雇用を引き続き推進します。

(2) 関係機関の連携強化

庁内他部署との連携及び、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターを中心として、就職前から就職後や離職時の円滑な就業支援が行われるよう、行政、労働、福祉、教育等の関係機関の連携を強化し、経済団体等とも連携を図りながら、障がいのある人の雇用を引き続き促進します。

3 障害福祉サービス等の内容

【介護給付】

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するなど、必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

事業名	事業内容
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【地域相談支援給付】

事業名	事業内容
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行います。

【計画相談支援給付、障害児相談支援給付】

事業名	事業内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。

【障害児通所給付】

事業名	事業内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じます。

【地域生活支援事業】

事業名	事業内容
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の相談に応じ、地域生活支援のための必要な情報の提供、福祉サービスのコーディネート、生活相談などを行います。
地域自立支援協議会	障がいのある人の、地域における自立した生活を支援するため、情報を共有し、地域の課題についての検討を協働で行う、地域の関係者（福祉、雇用、教育、医療、行政等）によるネットワークです。
成年後見制度利用支援	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいがある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の仲介等の支援を行います。
日常生活用具給付事業	障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中活動（創作的活動又は生産活動の場）の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します。
自動車改造事業	就労等に伴い、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

4 障害福祉サービス等の見込量

第3期計画の実績（表中「第3期における給付実績」欄）を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量（以下「サービス見込量」）等を定めます。

なお、精神障がいのある人については、精神障害者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、自立支援医療（精神通院医療）対象者も含めたサービス量を見込んでいます。

※単位の考え方

時間/月…1 か月あたりの延べ利用時間数

人日/月…1 か月あたりの延べ利用日数

人/月……1 か月あたりの利用者数

（1）訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【見込量】

（単位：人、時間/月）

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	51	52	53	87	90	93
	76	78	84			
サービス量	756	778	801	914	945	977
	767	761	876			

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【見込量】

(単位：人、人日/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	78	80	82	92	93	95
	90	87	91			
サービス量	1,572	1,619	1,668	1,656	1,674	1,710
	1,664	1,628	1,649			

②自立訓練（機能訓練）

【見込量】

(単位：人、人日/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	1	1	1	0	1	1
	0	0	0			
サービス量	12	12	12	0	12	12
	0	0	0			

③自立訓練（生活訓練）

【見込量】

（単位：人、人日/月）

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	1	1	1	16	17	18
	6	9	14			
サービス量	23	24	25	144	153	162
	52	87	126			

④就労移行支援

【見込量】

（単位：人、人日/月）

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	11	11	11	4	4	5
	9	5	2			
サービス量	251	259	267	73	73	92
	162	92	37			

⑤就労継続支援（A型）

【見込量】

（単位：人、人日/月）

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	14	14	14	12	9	6
	13	13	15			
サービス量	278	286	295	228	171	114
	239	252	287			

⑥就労継続支援（B型）

【見込量】

（単位：人、人日/月）

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	119	123	127	124	122	120
	111	120	125			
サービス量	1,993	2,053	2,115	2,180	2,145	2,110
	1,841	2,030	2,198			

⑦療養介護

【見込量】

(単位：人/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	2	2	2	13	13	13
	14	13	13			

⑧短期入所

【見込量】

(単位：人、人日/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	11	11	11	18	19	20
	13	16	16			
サービス量	84	87	90	117	124	130
	90	102	100			

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

【見込量】

（単位：人/月）

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	38	39	40	36	38	40
	37	38	34			

※共同生活介護（ケアホーム）は平成26年度から共同生活援助（グループホーム）と一元化。

② 施設入所支援

【見込量】

（単位：人/月）

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	47	48	49	49	48	47
	52	52	50			

(4) 相談支援

①計画相談支援

【見込量】

(単位：人/月)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	22	54	79	44	51	58
	7	23	33			

②障害児相談支援

【見込量】

(単位：人/月)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	—	—	—	8	9	10
	1	3	3			

③地域移行支援

【見込量】

(単位：人/月)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	—	—	—	2	3	3
	0	0	2			

④地域定着支援

【見込量】

(単位：人/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	—	—	—	1	1	1
	0	0	0			

(5) 障害児通所サービス

①児童発達支援

【見込量】

(単位：人、人日/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	—	—	—	42	45	48
	45	37	37			
サービス量	—	—	—	154	162	170
	151	141	104			

②放課後等デイサービス

【見込量】

(単位：人、人日/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	—	—	—	16	19	21
	5	8	11			
サービス量	—	—	—	121	143	158
	31	51	83			

③保育所等訪問支援

【見込量】

(単位：人、人日/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	—	—	—	10	10	12
	0	8	9			
サービス量	—	—	—	13	13	16
	0	11	12			

④医療型児童発達支援

【見込量】

(単位：人、人日/月)

	第3期における見込量（上段）と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	—	—	—	3	4	4
	1	2	3			
サービス量	—	—	—	14	19	19
	2	8	14			

5 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人の地域での生活を支えるために、市が実施主体となり、ニーズに応じた利便性の高いサービスを提供するものです。

(1) 地域生活支援事業

①相談支援事業

市の窓口以外にも、指定相談支援事業者への委託による相談支援機能強化事業を実施し、専門的かつ多様なニーズに機動的に対応します。

【見込量】

(単位：事業所)

	第3期における見込量（上段） と給付実績（下段）			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談支援	5	5	5	5	5	5
	5	5	5			
機能強化	5	5	5	5	5	5
	5	5	5			

※相談支援事業と機能強化事業は、同じ事業所が提供するものです。

②地域自立支援協議会

サービス事業者や当事者団体等128団体で構成される「鳥取県西部障害者自立支援協議会」を鳥取県西部圏域9市町村で共同設置しています。

この圏域において、地域間でサービスに不均衡が生じないように配慮するとともに、地域の課題を解決するための方法の検討や情報の共有化を図ります。

【見込量】

(単位：か所)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
設置数	1	1	1	1	1	1
	1	1	1			

③成年後見制度利用支援

福祉サービス利用に当たって、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、権利擁護の観点から、委託相談支援事業者等と連携を図りながら実施していきます。

【見込量】

(単位：人)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	1	1	1	1	1	1
	0	0	0			

④意思疎通支援事業

コミュニケーション手段に大きな制約がある聴覚障がいのある人及び音声・言語機能障がいのある人の地域生活を支えるため、聴覚障がいのある人等の抱える日常生活の中の様々な問題、困難に対応できるよう、コミュニケーション保障のもとで相談できる体制整備を図ります。事業の実施については鳥取県西部圏域9市町村の共同委託により行います。

委託先：公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
日本赤十字社鳥取県支部

【見込量】

(単位：人)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用人数	5	5	5	3	3	3
	3	3	3			

⑤日常生活用具給付事業

サービスを必要としている人が円滑に利用できるように各種情報提供や相談の充実を図ります。

【見込量】

(単位：件)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
介護・訓練	1	1	1	2	2	2
	0	2	2			
自立生活	7	7	7	4	4	4
	3	3	4			
在宅療養等	10	10	10	9	8	8
	14	5	7			

情報・ 意思疎通	5	5	5	9	9	9
	8	2	9			
排泄管理	891	891	891	844	844	844
	822	842	868			
住宅改修	2	2	2	2	2	2
	2	0	1			

⑥移動支援

マンツーマンによる個別支援型を実施します。また、道路運送法による福祉有償運送の実施のため、鳥取県西部福祉有償運送運営協議会に参画し必要な情報を地域に提供していきます。

【見込量】

(単位：時間/月)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
サービス量	211	217	224	214	220	227
	197	182	208			

⑦地域活動支援センター

現状は本市以外の近隣市でのサービス利用となっています。現行のサービス利用が円滑に行われるよう情報の提供と利用の相談を行うほか、今後、ニーズの把握に努めながら、市内での事業実施の可能性を模索します。

【見込量】

(単位：回/月)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
サービス量	187	188	198	150	150	150
	145	131	115			

⑧日中一時支援事業

障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。したがって、実施事業所の情報提供を行い、障がいのある人とその家族が安心して過ごせる環境整備に努めます。

【見込量】

(単位：回/月)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
サービス量	184	190	195	390	395	400
	300	335	365			

⑨自動車改造事業

サービスを必要としている人が円滑に利用できるように各種情報提供や相談の充実を図ります。

【見込量】

(単位：件)

	第3期における見込量(上段) と給付実績(下段)			第4期見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
サービス量	2	2	2	2	2	2
	2	0	1			

6 見込量確保のための方策

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を確保するために、次のような取り組みを行います。

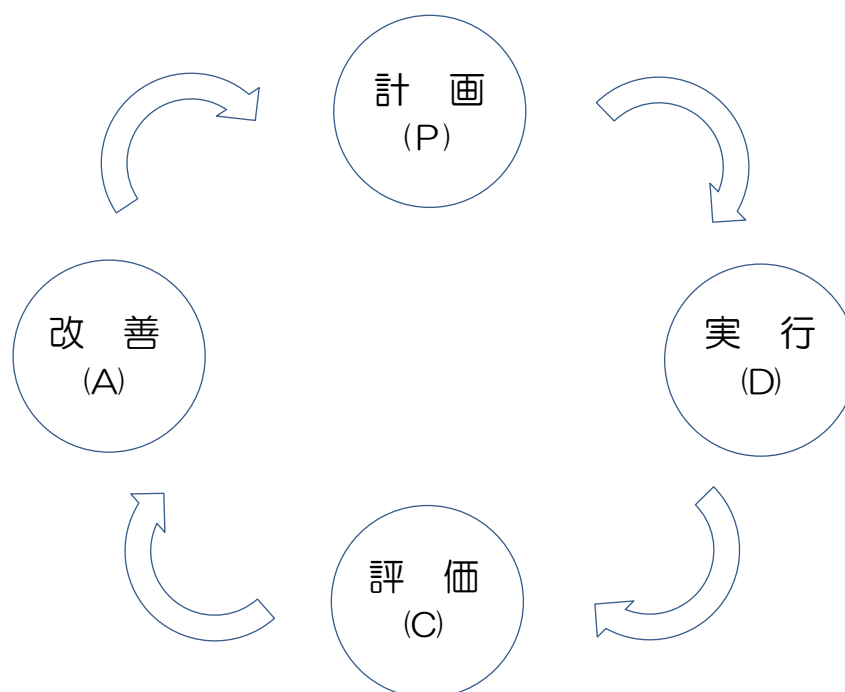
- 地域移行が進み、目標値が達成できるよう、グループホーム等の居住環境整備に努めます。
また、重度の障がいのある方でも在宅サービスが可能となるよう、国のサービスだけでなく、県とともに在宅サービス事業の充実を図ります。
- 鳥取県西部障害者自立支援協議会や境港市障がい福祉サービス事業所連絡会、当事者家族会を通じて、障がいのある人の利用ニーズの把握に常時努めます。
- 障害福祉サービス事業所等に広く情報提供を行い、利用定員の拡大や新規参入など広域的な見地でサービスの確保に努めます
- 市内在住の障がいのある方に対し、サービス等の制度の広報に努め、必要なサービスの行き届いた環境をつくります。

7 PDCAサイクル

計画は、障がいのある方の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて改善を積み重ねていく必要があります。

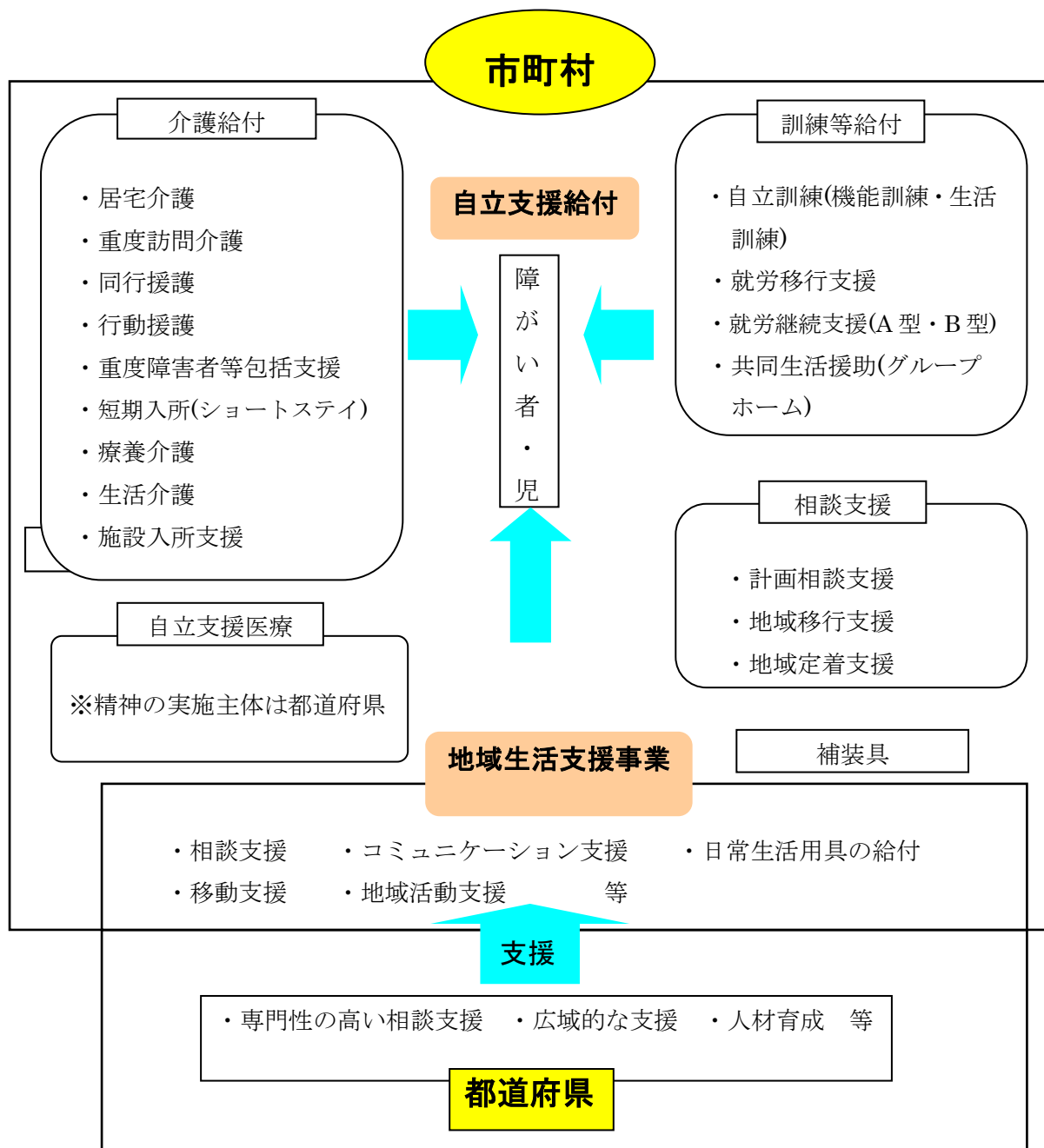
そのため、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的に分析・評価の上、課題等がある場合には随時対応していくこととします。

(PDCA サイクルのイメージ)



《参考資料》

◆障害者総合支援法の体系図



◆平成26年度障がい者の実態・ニーズ調査結果

県や市町村の障害者計画、障害福祉計画の作成と今後の障がい福祉施策推進させる資料とするため、障がいのある方の実態とサービス等に関するニーズ調査を県と市町村とで共同実施しました。下記はその集計結果です。

＜在宅者の望む暮らし＞

	一人暮らし	家族と	GH	福祉施設	病院入院	その他	合計
境港市	74人	333人	22人	25人	4人	12人	470人

＜入所施設利用者の望む暮らし（身体障がい、知的障がい別）＞

	区分	一人暮らし	家族と	GH	福祉施設	病院入院	その他	合計
境港市	身体障がい	4人	6人	1人	25人	0人	0人	36人
	知的障がい	0人	1人	0人	4人	0人	0人	5人

＜精神科病院入院患者の望む暮らし＞

	一人暮らし	家族と	GH	福祉施設	病院入院	その他	合計
境港市	3人	9人	0人	3人	4人	3人	22人

＜サービスの利用希望＞

	居住場所	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援
境港市	一人暮らし	13人	13人	11人	12人	9人	10人	11人	7人	11人
	家族と同居	98人	86人	67人	85人	73人	89人	115人	93人	90人
	GH入居	2人	0人	1人	1人	1人	2人	3人	2人	10人
	福祉施設	8人	6人	3人	5人	7人	19人	10人	5人	7人
	病院入院	3人	3人	1人	2人	3人	6人	7人	7人	5人
		療養介護	短期入所	共同生活援助	施設入所支援	相談支援				
	一人暮らし	11人	11人	7人	6人	18人				
	家族と同居	73人	114人	76人	72人	148人				
	GH入居	1人	1人	18人	1人	14人				
	福祉施設	4人	5人	5人	20人	11人				
	病院入院	6人	5人	6人	5人	8人				

＜サービスの利用希望＞

	居住場所	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援
境港市	身体障がい	63人	57人	37人	33人	46人	62人	57人	42人	44人
	知的障がい	25人	16人	14人	40人	20人	23人	43人	36人	45人
	精神障がい	13人	10人	8人	14人	12人	16人	18人	14人	17人
	難病患者	48人	48人	35人	27人	35人	47人	41人	24人	23人
	発達障がい	12人	7人	8人	21人	9人	8人	22人	20人	18人
	高次脳	6人	3人	4人	6人	7人	7人	9人	8人	8人
		療養介護	短期入所	共同生活援助	施設入所支援	相談支援				
	身体障がい	47人	58人	39人	54人	81人				
	知的障がい	14人	38人	46人	22人	60人				
	精神障がい	15人	17人	15人	10人	25人				
	難病患者	44人	46人	27人	36人	55人				
	発達障がい	5人	20人	15人	9人	25人				
	高次脳	4人	9人	4人	4人	7人				

＜障がい児サービスの利用希望者数（身体障がい、知的障がい別）＞

	年齢	身体・知的	児童発達支援	放課後デイ	保育所訪問支援	医療型児童発達支援	福祉児童入所支援	医療児童入所支援
境港市	0～17歳	身体障がい	3人	3人	1人	3人	3人	2人
		知的障がい	6人	9人	4人	5人	5人	3人

＜療養介護の利用希望者数（年齢別、身体障がい、知的障がい別）＞

	年齢	区分	利用したい	利用しない
境港市	0～17歳	身体障がい	2人	7人
		知的障がい	3人	11人
	18～19歳	身体障がい	0人	0人
		知的障がい	0人	2人
	20～29歳	身体障がい	2人	5人
		知的障がい	2人	21人
	30～39歳	身体障がい	6人	6人
		知的障がい	3人	13人
	40～49歳	身体障がい	8人	18人
		知的障がい	2人	13人
	50～59歳	身体障がい	14人	26人
		知的障がい	3人	3人
	60～64歳	身体障がい	9人	25人
		知的障がい	1人	6人
	65歳以上	身体障がい	6人	10人
		知的障がい	0人	2人

＜生活介護の利用希望＞

		利用したい	利用しない	合計
境港市	介助が必要	45人	50人	95人

＜同行援護の利用希望（視覚障がい）＞

	利用したい	利用しない	合計
境港市	9人	6人	15人

＜今後サービスを利用する可能性の高い者＞

	居宅介護	重度訪問 介護	同行援護	行動援護	重度包括 支援	生活介護	自立訓練	就労移行 支援	就労継続 支援	療養介護
境港市	1人	1人	0人	0人	2人	0人	1人	1人	0人	0人
	短期入所	共同生活 援助	施設入所 支援	相談支援	児童発達 支援	放課後デイ	保育所訪問 支援	医療型児童 発達支援	福祉児童 入所支援	医療児童 入所支援
	0人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

＜今後働くことを希望する者の就労希望場所＞

	企業等 （正規）	企業等 （非正規）	福祉就労	自営業	自営業の 手伝い	在宅就労	その他	合計
境港市	24人	15人	30人	4人	2人	25人	18人	118人

＜通所施設利用者（18歳以上65歳未満）の就労希望場所＞

	企業等 （正規）	企業等 （非正規）	福祉就労	自営業	自営業の 手伝い	在宅就労	その他	合計
境港市	6人	2人	21人	0人	0人	4人	4人	37人

＜就労移行支援事業の利用者数＞

	年齢	就労希望場所							就労希望者 計
		企業等 （正規）	企業等 （非正規）	福祉就労	自営業	自営業の 手伝い	在宅就労	その他	
境港市	0～17歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18、19歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	20～29歳	3人	1人	11人	0人	0人	2人	5人	22人
	30～39歳	9人	4人	5人	0人	0人	2人	5人	25人
	40～49歳	7人	4人	9人	4人	0人	5人	4人	33人
	50～59歳	4人	4人	3人	0人	1人	10人	2人	24人
	60～64歳	1人	2人	2人	0人	1人	6人	1人	13人
	65歳以上	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計		24人	15人	30人	4人	2人	25人	18人	118人

	年齢	サービス利用希望		
		利用したい	利用しない	その他
境港市	0～17歳	0人	0人	0人
	18, 19歳	0人	0人	1人
	20～29歳	12人	7人	3人
	30～39歳	7人	11人	7人
	40～49歳	17人	13人	3人
	50～59歳	9人	11人	4人
	60～64歳	3人	6人	4人
	65歳以上	0人	0人	0人
計		48人	48人	22人

＜今後就労支援サービスを利用する可能性の高い者＞

	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援
境港市	3人	4人	5人

＜生活の中で困っていること＞

	お金財産	健康医療	住まい	就職仕事	恋愛結婚	人間関係	家庭	差別虐待	身辺介護
境港市	199人	263人	50人	72人	36人	33人	54人	8人	56人
	進学学校	子育て教育	自分の老後	福祉制度	災害安全	生きがい	その他	合計	
	15人	21人	184人	42人	40人	19人	19人	1, 111人	

＜充実してほしい情報（視覚障がい者）＞

	福祉情報	医療情報	就学就職情報	観光情報	スポ文化情報	防災情報	ボラ情報	コミュ支援情報	その他	合計
境港市	12人	9人	3人	5人	1人	5人	0人	1人	3人	39人

＜充実してほしい情報（聴覚障がい者）＞

	福祉情報	医療情報	就学就職情報	観光情報	スポ文化情報	防災情報	ボラ情報	コミュ支援情報	その他	合計
境港市	5人	3人	1人	1人	1人	3人	0人	0人	0人	14人

<スポーツの実施状況>

	毎日する	週3～5回	週1、2回	月1、2回	ほとんどし ない					
					種目なし	施設なし	設備不十分	仲間いない	きっかけなし	情報なし
	32人	50人	63人	39人	74人	20人	5人	30人	73人	16人
境港市										
	ほとんどし ない							合計		
	指導者なし	移動困難	疲れやすい	お金が掛る	興味なし	忙しい	その他			
	8人	38人	113人	41人	85人	57人	55人	799人		

<スポーツの実施状況（知的障がい者）>

	毎日する	週3～5回	週1、2回	月1、2回	ほとんどし ない					
					種目なし	施設なし	設備不十分	仲間いない	きっかけなし	情報なし
境港市	8人	7人	15人	12人	19人	4人	1人	16人	27人	4人
	ほとんどし ない							合計		
	指導者なし	移動困難	疲れやすい	お金が掛る	興味なし	忙しい	その他			
	5人	9人	21人	7人	33人	6人	9人			

<文化・芸術活動の実施状況>

	毎日する	週3～5回	週1、2回	月1、2回	ほとんどしない					
					種目なし	施設なし	設備不十分	仲間いない	きっかけなし	情報なし
	27人	16人	36人	63人	72人	39人	8人	57人	64人	20人
境港市	ほとんどしない								合計	
	指導者なし	移動困難	疲れやすい	お金が掛る	興味なし	忙しい	その他			
	10人	43人	64人	54人	184人	37人	22人	816人		

◆障害者計画等策定委員

順不同

所 属・役 職	氏 名
F&Y 境港 所長	廣江 仁
まつぱっくり事業所 管理者	足立 博文
お菓子屋くれぱす 管理者	岩佐 美穂
光洋の里 施設長	宮廻 洋子
障害者支援センターさかいみなと 管理者	平林 和宏
境港市身体障がい者福祉協会 会長	遠藤 雅己
境港市障がい児（者）育成会 副会長	吉村 景子
境港市精神障がい者家族会 副会長	秋田 松夫
渡地区社会福祉協議会 会長、 境港市社会福祉協議会 副会長	門脇 哲也
境港市民生児童委員協議会 副会長	門脇 規矩子
境港市社会福祉協議会 主事	加藤 弘晃
公募委員	上野 八千代
公募委員	友森 千文